

| | |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Title | 労働者政策と社会政策：藤林教授の社会政策論について |
| Sub Title | Laborer's policy and social policy : on Prof. Fujibayashi's theory of social policy |
| Author | 中鉢, 正美 |
| Publisher | 慶應義塾経済学会 |
| Publication year | 1963 |
| Jtitle | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.56, No.11 (1963. 11) ,p.1003(1)- 1023(21) |
| JaLC DOI | 10.14991/001.19631101-0001 |
| Abstract | |
| Notes | 論説 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19631101-0001 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

新刊紹介

- 小林 昇編『経済学史小辞典』……………飯 田 鼎 151
吉野俊彦著『日本銀行』……………飯 田 裕 康 152

労働者政策と社会政策

—藤林教授の社会政策論について—

中 鉢 正 美

藤林教授がその労働者政策の構想をはじめて明かにされたのは、昭年一五年、三田学会雑誌三四卷一〇号の慶応義塾大学部設立五〇年記念論文集に収められた論文「労働者政策の基本問題」においてである。その内容は同年七月に文部省で開かれた第二回経済学会での報告に加筆されたものであり、またその構想の基本となっている労働生産性の概念については、その前号に発表された論文「工場精神と労務管理」中にも、簡単な説明が試みられている。^(注一)

教授によれば、「労働者政策は労働者の労働生産性の増大を通じて、一国の労働生産力の増進に役立たんとするものである。従って労働者政策は生産政策としての意義を持ち、国民経済的生産力増進の問題に関する重要な一面を構成するものである。」^(注二)ここに労働の生産力あるいは生産性というのは、「土地及び資本の生産力に対して考えられるのではなく、これらの生産諸要素の結合された総合力」のうちから、「生産においてそれと結びつけられる土地及び資本の状態を一定のものとして、抽象されたもの」である。^(注三)これは、労働者各個人あるいは集団については、その労働能率と労働可能年限とによって規定さ

れ、一國全体としては更に労働人口・失業・欠勤・争議等の状態によって規定される。またこれを別の視点よりみれば、労働生産性を規定する客体的要因として、労働および生活の環境諸条件を、またその主体的要因としては、労働の肉体的および知能的能力と、それを現実化する労働態度とをあげることができ、この主体的諸要因の相互関係を、とくに「労働の肉体的構造」とよぶことができる。すなわち労働生産性とは、労働者の肉体的・知能的能力が、一定の環境条件のもとに、労働者の主観的態度を媒介として実現したものである。したがって労働者政策とは、この労働の肉体的構造の理論を基礎として、労働者各人についても一國の労働人口総体としてもその労働生産性をたかめるために、労働および生活の環境条件を整備改善する政策であるということになる。その詳細については、以後次々と発表された諸論文を集めて、昭和一八年に刊行された「労働者政策の基本問題」、および翌一九一九年刊行の「勤労と生活」によってうかがうことができる。

さて労働の生産性とは、人間労働が一定の生産手段と結合することによって發揮する生産力について、生産手段の側条件を一定として労働の一定量を増加させた場合に、どれだけ生産力が増加するかによって定義することのできるものである。この労働の一定量を一定の労働時間によって計量するならば、これは時間あたりの労働生産力という意味での労働能率の概念に該当するものとなる。これに対して一人の人間がその生涯に發揮する労働の総量を単位と考えれば、その生産性は、彼が一定労働時間内に發揮する労働能率に、彼の労働可能年限を掛けたものとして定義されるであろう。この労働者各人の生産性について考えられる諸状態としては、その労働能率 E と労働可能年限 L との大小・長短関係にしがって、当然四種類の組合せがありうるわけである。そのうち $E \cdot L$ 長というのが労働生産性を規定する主体的諸要因の拡大再生産をあらわす最適基本状態であることは、いうまでもないが、現実には E が大きくても L が廃疾によって断絶したり、あるいは時々の欠勤によって総計としては短縮されるという状態、また逆に E が部分的損傷や能率の一般的低下によって小さくなるが、 L は長期間持続可能であるというような状態がこりうるし、更には $E \cdot L$ ともに短小という、労働生産性の諸要因が

縮小再生産を余儀なくされている状態もまた可能である。

このような諸状態がいかにしてひきおこされるかといえ、労働の肉体的構造を支えているものが、労働と休養の均衡関係であるからであり、この均衡が維持されながら順調な労働力の拡大再生産を続けることのできるのが、労働の最適基本状態にはかならない。これに対して労働および生活の環境諸条件が悪化すれば、労働と休養の均衡が破壊されて労働力に永続的あるいは一時的の損傷がひきおこされるか、あるいは労働を抑制したり休養を延長したりして一段と低い水準での両者の均衡を回復しようとする自己保全現象が現れるかするであろう。更にこの自己保全の抵抗にも失敗した場合には、両者の均衡がうしなわれたまま、労働力の縮小再生産が継続することにならざるをえない。

したがって労働生産性をたかめるといふ目的を達成するためには、その最適基本状態を維持してゆけるように環境諸条件を整備改善するとともに、労働の肉体的構造を構成している健康や体力・技能などの水準の向上をはかり、更に労働態度の自主的な発現を助長することによって、労働と休養の習慣的な均衡水準を積極的拡大の方向にむけてゆく必要がある。また以上は労働者各人の生産性についてであるが、これらを総計した社会総体としての労働の存在量全部についての生産性を考えるならば、このような労働人口の総量および性別・年齢別・教育程度や職業・産業別等の構成によって、その大きさが規定されるものといわなければならない。したがってこの総計としての労働生産性をたかめるには、人口の労働力化をたかめるとともに、その産業別分布を生産性のより高い部門に集中するように配分しなおさなければならない。このような、一國の労働生産性を増進するために、労働力の保持向上と労働人口の再配置をはかる生産政策を、教授は「労働者政策」と称されたのである。

注(一) 「工場精神と労務管理」(三田学会雑誌三四卷九号)

なおここで工場精神というのは Horale の訳語であり、これより先、メイヨールについては同誌二八卷四〇号、ハーンイについては三〇卷

- 一〇号、スミスについては三四卷三号に、それぞれ紹介文がのせられている。
 (二) 「労働者政策の基本問題」(三田学会雑誌三四卷一〇号)二四三(一五八一)頁。
 (三) 「前掲論文」二四五(一五八三)頁。

二

この生産政策としての労働者政策の構想は、ゴールドシャイドの「人間経済学」や、ウンダーリッヒの「労働生産力論」と近縁の関係にある。教授は三田学会雑誌の三五卷四・五号にわたってこの両者を紹介しておられるが、これと、在来労働者に対する賃金所得の分配が不平等であるという不満を緩和する政策と考えられてきた社会政策とは、いかなる関係にあるものであろうか。またゴールドシャイドを紹介するにあたり、教授は当時はじめて大河内一男氏が、「社会政策を経済機構に係らしめて、即ち経済機構の内部から把握しようとする」構想を展開されたことに賛意を表しながらも、「しかしまた社会政策が単に労働力に関するものとして、一義的に生産政策であると考え、なお多少の問題がある」と考へられる^(注二)。それでは生産政策としての労働者政策は、社会政策そのものを労働力政策と規定する大河内理論とはいかなる点において相違するものであつたらうか。

労働者政策は労働生産性の増進を目的とし、労働生産性は労働の人間の構造にその基礎をおくものであり、労働の人間の構造を支えているものは労働と休養の均衡関係である。この均衡が環境条件の悪化によって破壊されようとすることに対しては、自然的な自己保全の抵抗現象があり、この現象がどのような水準において現れるかは、その社会において支配的な労働者の生活習慣によって規定される。ところで労働者生活は、一定の生産性をもった労働力をたえず再生産するとともに、この再生産に必要な消費財を、市場においてたえず需要するものである。この消費財需要もまた労働者の生活習慣を土台と

する労働と休養の均衡関係によって規定されるが、その具体的な大きさは、労働者に対する所得分配の状態によって左右され、この労働者所得の分配を是正する政策が、これまで社会政策とよばれてきたものにほかならない。

すなわち「労働者問題を経済的関連の問題としてこれを捉えれば、問題は凡そ二つのものとして露呈される。」^(注三)第一に、労働者は労働力の担い手であり、経済発展のためにはそれに必要な労働力が質量ともに十分確保されなければならないという点においては、それは生産の問題である。第二に、「しかし労働者は単に労働力の担い手としてのみ経済的関連の内に入り込むのではなくて、同時に彼等はまた財貨の需要者としても、其処に現われている。」故に「労働者は一方では労働力の担い手として、他方では商品の購買者として、この二重の意味に於いて、問題とされなければならない。」かくて社会政策は、過去の資本主義経済の発展の過程に於いては右の二つの意味において必然的に要請されたものと見られねばならぬであらう。^(注三)すなわち個々の資本はその利潤追求に熱中するあまり、それが依つて立つ経済循環の総体としての相互関連と矛盾を洞察するにいたらないが、そこにおこりくる問題が正に生産と分配の両面をもっているが故に、その各々が社会問題としてとりあげられて、結果的にはそのいずれかの経済的效果をもつ対策が実施されてきたのである。

このように、生産政策としての労働者政策と、分配政策としての社会政策とは、労働者生活が一方では本源的な生産要素である労働力の供給者であるということによって生産の過程に関係するとともに、他方では最終生産物としての消費財の需要者であるということによって、市場における商品価値の実現過程にも関係する結果、いずれもそのうちに経済的な必然性を内包している。「しかし社会政策が持っていた右の二つの経済政策としての意義は、経済発展の段階、或はその時々国民経済の構造上の特質に応じて、或は生産政策として、或は分配政策として——いうまでもなく、これは国内市場の確保としてであるが——より強く要請せられるものであることが、理解されなければならない。^(注三)すなわち国内市場の逼迫を懸念する必要がなく、むしろ生産の拡大に應ずる労働力の供給に不足を感じるような好況期においては、生産政策としての労働

者政策の必要が自覚されるのに対して、不況によって労働力の需要は減退しているが、その過剰生産に対して国内市場における購買力を喚起する必要が痛感される時期には、分配政策としての社会政策が実施の氣運に向うこととなる。大河内教授は、社会政策を経済機構にかかわらしめて把握するならば、それは労働力の維持培養をはかる生産政策として経済政策の一分肢を構成するものであると主張されるが、社会政策は本来分配政策として経済的な必然性をもつものであるから、生産政策としての労働生産性増大の政策は労働者政策とよんでこれから区別するほうが妥当である。また労働の生産性あるいは生産力増大の政策を労働力政策とよばずに労働者政策とよぶのは、労働力再生産の過程は、労働者生活の構造によって担われることよって、はじめて本源的生産要素としての労働力の供給と、最終生産物としての消費財の需要とを結びつけるものとなり、したがってこの兩者すなわち労働と休養との均衡関係こそが、労働生産性増大のための政策がその課題としなければならぬものだからである。

もとよりこのようにいうならば、労働者家計の購買力を喚起する分配政策もまた、労働と休養の均衡関係をその基礎としなければならぬという意味では、おなじく労働者政策とよばなければならないことになる。この点、藤林教授の労働者政策論は、それ自身が教授の社会政策論であったとみることができ、また教授自身も、後になるにつれてこの兩者を判然と区別しては使用されなくなってくる。しかし労働力供給に関する政策が、明確に労働者階級を対象として意識せざるをえないのに対して、消費財需要に関する政策は、もとより労働者階級がその中心的部分を占めるものであるにしても、自営業者や管理者層等をもふくめた社会的な消費者集団の問題として意識されやすいということは考慮に入れておかなければならぬ。それはともかくとして、大河内理論が、本源的生産要素としての労働力の維持培養政策という経済学的一元論に立脚しているのに対して、藤林理論が、経済学的には労働生産性の増大と消費財需要の喚起という二元論に立脚しながら、労働力の再生産Ⅱ供給の過程であるとともに最終生産物の需要Ⅱ消費の過程でもある労働者生活の構造の理論により、兩者を結

合するという構成をもつことにおいて、前者と区別されるべき特徴をしめすものであったことは確認しておく必要がある。

注(一) 「ルドルフ・ゴールドンシャイドの『人間経済学』に就いて」(三田学会雑誌三五卷四号)昭和十六年四月・八八(五一二)頁注。

(二) 「経営労働者政策の基本問題」(社会政策時報)昭和十七年九月。これは後に著書「労働者政策の基本問題」慶応出版社刊・昭和十八年、に収録されている。同書一七六一―一七七頁注。

(三) 「前掲書」一七七頁注。

三

そこで問題は、明治以後における日本の資本主義的発達過程において、この生産および分配政策の経済的な必然性が、その発展の段階あるいは構造上の特質に依りて、どのように実現したかということになるであろう。藤林教授によれば、「従前に於けるわが国経済の発展は、物の方からいえば、その原料の獲得に於いて、またその製品の販売市場に於いても、海外依存の関係が相当に大きかった。そして人の方から観れば、労働集約的な農家経済を、工鉱業の発展のために必要とせられる労働力の供出拠点として持っていた^(註二)。このような労働力給源としての農村の役割によって、在来わが国の社会政策は、国内市場としての労働者生活のもつ機能をとかく軽視する結果におちいった。また労働力の世代的再生産は、農村の自営形態に支えられた自給自足的生活によってその根源を維持され、その結果労働者政策的な諸施策や諸施設も不十分のままに経過することが可能だったのである。

ところが昭和六年秋の満州事変と、それに続く金輸出再禁止以後の日本経済は、世界各国がまだ一九二九年の大恐慌に引続く不況から脱却しきれずいたとき、いち早く国防軍需産業を中心とする景気の回復と生産増大の過程に入ることができた。すなわち昭和七―八年にいたって産業の活況が取りもどされ、かつて二百数十万と考えられた失業者は次第にその生産過程に吸収されて、昭和一二年頃にはほとんど余力を残さない状態に達したのである。これはまた産業構造の面からみれば

重工業化の過程であつて、それまで紡織工業を中心とする女子労働者に対して優位にあつたのは一変し、次第に男子労働者、ことに熟練工に対する需要が増大しはじめた。女子労働者も紡績をはじめとする平和産業では減少したが、重化学工業部門では相当の進出がみられ、男子労働者についても平和産業から軍需産業への転換がこの需要をまかなうとともに、青少年労働者の年々の供給も専らこの方面に流入した。しかも漸次拡大する戦線にともなう動員の増加ともあひまつて、労働力の不足は顕著の度を加えることとなつたのである。

このような労働力需要に対する供給の不足は、当然に賃金の上昇をひきおこさざるをえないが、生産の拡大が最終消費財の増加をもたらさない軍需産業中心に進められる結果として、物価水準を維持するためにはこの賃金上昇をおさえないければならないこととなる。この賃金抑制の状況の下で軽工業から重工業への労働力再配置を更に推進しようとするれば、一方では賃金統制を強化するとともに、他方では労働者の雇入れを制限し、移動を防止するという政策を強行せざるをえない。この移動率は昭和一二年頃まで平均では五〇%台に落ちていたが、経験工・熟練工の移動は次第に顕著となり、これは経営間移動という過程を辿つて熟練労働力の再配置が進行するとともに、技術的構成の水増しがおこなわれたことを意味する。すなわち「戦時経済の進展に伴う軍需品関係産業の急激な膨脹発展は、其処に於ける労働生産性の多少の低下を寧ろ必然的なものとした」^(注二)わけである。その上一三年になると移動率は平均値においても漸増の傾向をみせはじめ、政府はこれを防止するため一四年春の「従業者雇入れ制限令」をはじめとする一連の対策を次々と打出すこととなつたのである。

しかし労働移動や欠勤は、労働および生活環境の悪化に対する、労働の肉体的構造の側における自己保全現象という性格をもっており、これを強圧的に抑制するならば、当然災害や廃疾の増加をともなう労働生産性の低下におちいらざるをえない。昭和七年における工場法適用工場の千人当り災害率は、二三・一三であるが、これはその後二五・六七、二八・九一、三一・三〇と漸増する。更に傷病欠勤についても、男子の公傷病欠勤率を除いてすべて昭和一二年以後増加している。

ことに事故欠勤率の増加しているのは、労働者の休養生活の不足を補完する自己保全現象として、災害疾病に対する予防的効果をもつものであることを見逃がしてはならない。かくて短期間における労働力の喰いつぶしを是認するのならばいざ知らず、完全雇用状態での労働力再配置も一段落し、農業合理化による人口の都市移動もそのための農業投資の制約と食糧自給計画の側からの限度があるという状況の下で、長期総力戦の経済的基礎を維持してゆこうとすれば、必然的にすでに生産過程に配置されている労働力の持久的保持をはからなければならないことになるであらう。すでに述べたように、不況期には労働力の供給は需要を超過し、労働の生産性を向上しようとする政策的意図は表面化するにいたらないが、そのかわりに生産物の需要を喚起するための所得再分配政策が重要視されざるをえず、社会問題はその分配政策的側面においてとりあげられることになる。これに反して好況期には、労働力の配分政策が行きつくせば、後は生産政策としての側面から、社会問題の解決がはかられるのみならず、それを直接に経済政策として理解する動向さえ現われてくる。「蓋し労働力の補給が既にそう簡単容易に行なわれ難くなりつつある現状に於いては、寧ろ反対に個々の労働力の利用可能の期間を延長する、若しくは少くとも不自然にこれを短縮しないように努めること、いい換えれば、労働力の持久的保持が、当然此処で益々重要な意義を持つて来るからである」^(注三)

ここに戦争経済下のわが国において、なお労働者政策の推進される可能性を見出そうとする藤林教授の論拠があつた。しかし現実には、一二年以後の事故欠勤率増加に対しては、一七年初頭より産報主唱の皆勤運動が展開されたに止まり、実質的な労働および生活環境条件の改善や、労働者の健康や技能・労働態度等の向上をはかる具体的な対策にはほとんど見るべきものもなかった。かくて日本経済は、労働生産性の面からも必然的に自己崩壊の道を歩まざるをえなかつたわけで、戦闘における劣勢は資源の調達に支障を来したのみならず、やがては国内生産施設への打撃も加わることによつて、彼我の軍需生産力の格差は累積的に拡大し、終に敗戦をむかえるにいたつたのである。これは戦後にいたつて、労働者政策や社会政

策の経済的必然性が、労働者の側における組織的・社会的抵抗を媒介とすることなくしては実現しないものであることを深く反省させることになったが、では何故にわが国の労働者階級の組織的・社会的抵抗力は、このように十分發揮されることがなかったのであるか。教授の戦後における研究活動は、まさにこの疑問に答えようとするところから発足したものであることができよう。

注(一) 「労働者政策の基本問題」慶応出版社刊・昭和一八年・九一―九二頁。

(二) 「勤労と生活」慶応出版社刊・昭和一九年・二六頁。

(三) 「前掲書」五六頁。

四

戦後、昭和二三年の八月および九月の三田学会雑誌に、藤林教授は「わが社会保障制度と生活保障体制——わが国における生活保障体制の特質について——」と題する論文を、二号にわたって分載しておられる。戦争遂行の至上命令、これを貫徹しようとする絶対主義天皇制の狂暴な弾圧等を指摘するだけでは、これに抵抗する民衆の力の不足を完全に説明することにはならない。そこには消極的な耐乏力は強いが、積極的な組織的抵抗力には弱い日本の社会構造の特質を解明しなければならぬという問題がある。この解答を、わが国における家族的相互扶助の生活習慣のうちに求めようとする構想は、二〇年の八月頃には教授の脳中に結晶していたようであるが、二二年一〇月に社会保障制度調査会が「社会保障制度要綱」を發表したのを機に、加筆・發表するにいたったといういきさつが、論文の後記によってうかがわれる。

さて戦後の日本において社会保障制度が確立されなければならない理由は、第一に敗戦とそれに続く急激な社会変革の渦中で、国民が現におちいつている生活不安を緩和するとともに、第二に敗戦を機として以後新しい民主主義的社会を建設し

てゆくにあたり、その新しい社会の秩序を支える基礎となりうるような国民生活を保障してゆくというところに求められるであろう。ところで国民生活の保障体制というものは、国の社会政策、経営社会政策、労働組合の共済活動、社会事業および個人的な相互扶助等によって構成されているものであるが、これらは相互に補足しあう関係にあり、そのうちの要素に重点がおかれていることによって、総体として各国それぞれ特色ある生活保障体制を構成している。まず生活保障に直接関係の深い国の社会政策としては社会保障をあげることができるが、戦前のわが国においては工場法や労働者災害扶助法、および健康保険法のような業務上・業務外の疾病傷害に対する制度があっただけで、戦争中に年金制度がこれに加わり、失業保険の出来たのはようやく戦後のことに属する。しかも敗戦直後の状況においては、「健康保険における医療給付が今日なお充分活用されないでいるのは周知の通りであるし、最近伝えられるところによると、失業保険における失業手当を受けようとする者も案外少ないということである」^(注一)。また経営社会政策については、明治以来企業の労務対策としての共済制度が発達し、わが国における経営家族主義の現れとしてしばしば指摘されるが、小手先のな制度上の芸の細かさはあるが給付の水準は概して低く、企業の一方的な管理の下に運営されて受給者の権利は保障されない。そもそも社会政策的な生活保障体制というものは、日常生活は一応世帯主賃金によって賄われるが、不時の事故の場合に生活の不安にさらされるという状態において、はじめてその本来の効果を發揮する。ところがわが国の低賃金状態においては、世帯主賃金だけでは日常の生活を賄ってゆくことができず、したがって社会政策的諸給付は、不時の事故を賄うに足る給付とはならず、たかだか困窮におちいった世帯に対する慈善金的水準に止まっている。そして困窮に対する基本的対策は、広義の家族主義的關係に依存する個人的な相互扶助に求められ、この関係から脱落した場合にのみ、公的あるいは私的な社会事業に救済が求められるにすぎないのである。

ところで戦後の社会事業は、生活保護法にもとづく公的救済を中心として、ようやく近代的な形態を整えるにいたった

が、この生活保護法において、「生活困窮者が無差別平等に保護される」ということは、戦後の生活困窮者が困窮に陥った客観的な理由の如何を問わないことを意味する。即ち、戦災者、海外引揚者、戦歿者遺族、傷病者、企業整備による離職者等、何れも優先順位なく困窮者が救護される。ところで、われわれのここで留意すべきことは、戦後の激動期におけるこれ等の生活困窮者の多くは、謂わば敗戦による失業者だともいえる。かくして生活保護法はこの点では確かに失業者救済法としての意義を持っているとみていい。^(注二)すなわち本来は社会政策によって解決されるべき問題を、社会事業が代って引受けているのであり、このような事態は、失業保険が実施された後においても程度の差こそあれ引続いている。なお労働組合の生活保障的機能については、国の社会保険が整備されるにつれて組合の共済的な働きは漸次その方へ移されるとはいえ、両者の間には制度的にも給付の面でも相互補完の関係が維持されるのが普通である。ところが日本の労働組合は、在来このような機能が不十分であったのに加えて、戦後はさらにこの傾向が著しく、国の社会保険と組合の共済活動との間に補完的關係がない。したがって生活困窮者は職場の相互扶助を期待することができず、専ら家族的な相互扶助に依存し、その可能性が少しでも残っている間は社会事業にも救済を求めようとしないのである。

この家族的・私的な相互扶助は、およそ生活保障体制の一般的・社会的基盤であって、その上に他の四者が制度的に構成されていると考えてよからう。わが国の現状は、この基盤がまだ強く残存しているために、その上に構成される生活保障の諸制度が著しく不十分であるばかりでなく、一応自立して生活を営みうる世帯の不時の失費を保障するというよりは、むしろ日常の生活そのものの不安を多少とも緩和しようとする補足分としての性格をより強く持っている。しかもこのような給付のための拠出はもとより、家族的な相互扶助にしても、所得に余裕のある階層から不足の階層に再分配されるのではなくて、本来不足をしている仲間同志で融通しあうという、大衆の総体としての窮乏をもたらししている。その上各制度は家族的扶助の不足に個別的に結びついているから、制度間の密接な相互補完性が造りあげられず、その運営も給付も不統一となら

ざるをえない。わが国の生活保障体制がこのような状態を脱却し、新しい民主的社會を支える基礎となりうるような国民生活の水準が実現するためには、家族的な相互扶助に代りうるほどの総合的な社会保障の制度を確立しなければならないが、その前途は決して容易なものではないというのがこの論文の結論である。

注(一) 「わが社会保障制度と生活保障体制——わが国における生活保障体制の特質について——」(三田学会雑誌四一巻八号)昭和二三年八月・八(四三六)頁。

(二) 「前掲論文」二〇—二一(四四八—四四九)頁。

五

自営的・自給自足的生活を相当に残存させている農村社會を背景としてそこから流出するわが国の労働者は、近親者相互に扶助し合う消極的な耐乏力は強いが、民主的な組織を造って問題を社会的に解決してゆくという積極的な行動力を発揮することには弱いという、家族的な生活保障の体制から、脱却することが困難である。そのために近代的な経済的・社会的組織に組みこまれる場合にも、その指揮者と構成員との間には親分子分的な生活感情が支配し、各人が自己の欲求に目覚めて相互に討論することにより統一された目標を、指導者が実現するために努力するといった、下からつみあげられる民主的な動きが現れにくい。このような状況のもとに構成される労資の關係、およびそれを規制する組織や制度の總体を、教授は「低賃金労資關係」として規定し、戦後この問題を解明するために書かれた諸論文をまとめて、昭和二四年に著書「労資關係論」として刊行された。

その構成は、まず日本の労資關係を特色づけている経営および労働者双方の態度が、いずれもわが国の低賃金状況に根拠をもっていることを指摘し、ついでこの両者の關係、すなわち労働組合組織・ショップ制・労働關係調整法による調停制度

等を検討した後、低賃金労資関係の矛盾の根源を解明しようとするものである。すなわち労働組合に対して否定的な経営の態度は、しばしばわが国固有の経営家族主義的美俗であると称されたが、事實は戦時中の産報運動が空粗な精神主義に終ったことにもみられるような見せかけの無内容なものにすぎず、その見せかけを可能にしていたのは日本の低賃金とその不満を抑圧する官憲の力であった。この官憲の圧力は戦後後退したとはいえ、「資本の自己保存の生命力」^(註二)は簡単に低賃金状況の改変をうけられるようには見えない。これに対して労働基準法の制定は、たしかに低賃金克服の足がかりをあたえるもののように思われるが、実質的には敗戦によるインフレ下の実質的な賃金低下をようやく喰い止める程度の効果を発揮するのに精一杯で、資本はあらゆる機会に産業再建の名の下にその骨抜きをはかっている。この態度は、かつての工場法制定に対する資本の側の反対以来、少しも変わっていない。

このような状況の下におかれたわが国の労働者は、自らの現状を必ずしも鋭く反省し、批判し、それから脱却するに十分な努力をしてきたとはいえないが、しかもその極限的な状況に対しては、自然的な自己保全現象としての欠勤や移動といった消極的抵抗をくりかえさざるをえなかった。これに対して資本の側がとった対策としては、明治初期において賃金の一部を強制的に積立て、契約期間を勤め上げた場合にこれを返却することによって労働者の足止めをはかったのに端を発し、これと業務上災害に対する企業側の見舞金とが結びついた福利施設としての共済制度が、工場法が実施の段階に入る大正期にかけて漸次確立されてくるのであるが、これはまた労働組合による労働者の自主的共済に対する対抗策としての役割を果すものでもあった。これが先に述べた経営家族主義の実態であって、すなわち労働条件に関する労働者の発言権を封じ、低賃金状況を隠蔽しようとするものにほかならない。

戦後の労働基準法制定にもない、失業保険をはじめとする社会保険の諸立法が制定整備され、とりわけ労働組合活動の権利が法認される等、労働者の諸権利が保障されるようになったことは、このような低賃金状況から日本の労働者階級が脱

出できる可能性をもたらしたものと見てよい。しかし、戦争直後に急速な結成が進められていた頃の組合は、組織的にもまた財政的にも企業の側から種々の便宜を獲得して活発な活動を開始したが、一度資本の反抗が強化されると企業別組合の弱点を露呈して勢力を分断され、また社会保険も形式的には一応整備されたが、その給付の内容はとうてい在来の家族的生活保障の体制を一掃するほどの水準に達してはいない。組合の組織化も中小零細企業においては延びなやみ、基準法の実施もこの部分では徹底を欠いて賃金および労働条件の規模別格差をもたらし、これは社会保険の給付水準の格差にも反映している。かくて労働戦線の統一は困難をきわめ、企業福利施設を背景とする経営家族主義的労資関係は根強く残存し、したがって家族的生活保障の体制もように克服されないという結論に到達せざるをえないであろう。

注(二) 「労資関係論」経営評論社刊・昭和二四年・一一頁。

六

この著作が書かれてから後の日本経済は、朝鮮動乱による特需をきっかけとし、それに続く世界経済の拡大にも幸されて、程なく国民総生産の戦前水準を回復したのみならず、更にしばしば国際収支の失調に悩まされながらも、年率約一割に及ぶ高度の経済成長を続けて今日にいたっている。この間に教授の執筆された労働経済に関する諸論文が、晩年における加筆を伴ってその没後、「労使関係と労使協議制」と題し、教授が最後まで所長としてその運営に努力された慶応義塾大学産業研究所の叢書第一冊として刊行された。

この著作には収録されていないが、昭和三年の三田学会雑誌に発表された論文「労資関係の歴史的発展とわが国の労資関係の特質」において、教授は経営を、一面においては物的技術的体制であるとともに、他面では人間的社会的体制であると規定し、森五郎氏が経営の后者の性格に注目してこれを資本・賃労働関係と経営・作業協同関係とに分類したことには、

むしろ批判的であった。それが本書の第一章、「労使関係の本質」においては、その二元的性格として、経営社会集団としての経営対従業員関係と、労働市場における経営対労働組合関係とがあげられている。教授はこの両者を労使の第一次および第二次関係とよび、現実の労使関係はこれらのさまさまの程度における組合せの型として理解しようものとされている。

このような教授の立場の推移は、労使関係の形態あるいはその発展段階が、「労働組合の出現とそれの発展とに対峙」して歴史的に変化してゆくことに対する理解の深まりによるものとみることができよう。教授はこの変化の中に、労働者が資本に対する隷属的態度から生産活動の担当者としての協力的態度へと成長し、またそれによって「経営の人間の社会的体制を物的技術的生産体制に矛盾なく統一」することが可能となる過程を追求しておられるようである。すなわち「どの国の場合でも、産業革命のあと工場制度が発展した初期の段階においては、工場労働者はまだ十分な自覚をもっていなかった。ただ近代的なプロレタリアートとしての労働者は、工場労働の必ずしも好ましくない状態のなかで、無意識的な反抗をいろいろな現象として示している。しかし、やがてこの労働者が労働組合を形成することによって、組織的かつ強力な反抗を示すようになる」と、今度は経営者の側でこの事実を無視することができなくなると、そこに労働者あるいは労働組合のこの反抗傾向を、なんとか緩和したいという努力が生まれてくるはずである。」したがって「およそ労使協調主義というのは、労働者が労働組合を形成し、第二次関係がもはや経営者にとって無視すべからざる状態にまでたちいたろうとする段階に現われた経営側の態度である。」

組合結成が不可避の情勢となると、経営側はそれに先立って従業員側の代表者と時々会合することによって労使間の意思の疎通をはかろうとする。これは経営者が従業員代表制の設立によって、労使の第一次関係を強力に制度化しようとする意図の現われであって、いわゆる会社組合、御用組合などはこれに属するものであるが、戦後のわが国において専ら企業内部に結成された労働組合（教授はこれを企業内労働組合とよんでおられる）も、多少ともこれと同様の性格を負わされているもの

といわなければならない。これに対して本来の経営対労働組合の第二次関係は、専ら企業の外部において成立するものである。経営に従属する労働者は、同時にこのような企業外の組織と結合することにより、始めて労使対等の交渉関係に立つことができる。これが労働市場をめぐる労働経済の働きにほかならない。この観点から労使関係を扱うものを労使関係の経済理論、これに対して社会変革の観点から労資の階級対立をみるのを労使関係の政治理論とよぶならば、労使の第一次関係に重点をおくものは労使関係の社会理論と称すべきであろうが、教授の理論はこの第三の分野にその特色をもつものであったということができよう。

もとより敗戦直後の混乱期に企業あるいは事業所ごとに労働組合が結成されたのは、あきらかにそれらの従業員の自主的行動によるものであったし、それらが企業外の上部団体とも結んで活発な闘争をおこなったという点では、第二次関係に立つ組織と解してもさしつかえあるまい。しかしやがて経営者が、このような外部の影響から組合を遮断して安定した労使関係を確立すべくこれに働きかけた時点においては、第一次関係の担い手としての性格を露呈したものである。その背景となった、いわゆる従業員意識については、戦後の復興過程から更に持続された高度成長の過程における企業間競争の激しさが生みだした対抗意識によって強められたことも見逃がすことはできない。このような意識を多少ともその背後に持つ企業内組合との団交において、経営者は出来るかぎり上部団体の介入を排除しようとするが、上部団体はまた何とかして組合の企業外行動を盛り上げるための雰囲気を作りだそうとする。これが上部団体の支援・指導による各組合の一言闘争という、わが国労働運動の特色を生みだすことになるのである。

この労使関係における第一次関係と第二次関係との混在と内部対抗は、争議の発生とその持続のうちに次第に緊張の度をたかめ、ついに両関係の分裂から第二組合の成立にいたるといふ経過を辿ることが多い。「この第二組合の発生を企業内労働自体の問題として考えてみると、その企業内労組は上部団体の指示指導を受けて、労使関係の第二次関係のほうにかなり

強く働いていたことの反動であると考えられる。しかしその場合、いかなる根拠、またいかなる歴史的な背景で企業内労組が誕生したのか、その企業内労組が産業別上部団体の傘下組合であったとしても、ある程度の独立性・自主性をもっているはずであるから、その独立性・自主性の側からの判断からすると、対経営関係はむしろ第一次関係の傾向をもっていたはずである。ところが、上部団体の指導にしたがってストライキ行動にはいった場合には、第二次関係のほうに強く傾くことになる。そして、労使関係の緊迫の度が非常に強くなるにしたがって、企業内労組の一部がこの緊迫状態のなかから逃がれ出て、第一次関係のほうにいわば里心をもつようになって、組合が分裂し、第二組合の発生をみるのである。^(注三)

このように、わが国の労使関係の特徴は、何よりもまずその企業内的な労組対経営の関係にあり、これを一方では経営者の家父長主義的態度が、他方では企業外における労組組織が、おのおの自己の側により近く引きよせようと働きかけている。しかし、およそ企業の内外部において組織化されている労働者を、企業所属の従業員としての親和・協力的関係に止めておこうとする傾向と、反対に組合員を労働者階級として企業外の組織に団結させようとする傾向との対立緊張の関係は、「すべて資本主義的労使関係に共通の基本的問題」^(注四)であるということができよう。この両傾向のさまざまな程度における組合わせにしたがって、たとえば労使の共同決定の制度を多分にとりいれているドイツと、これに批判的なイギリスとの労使関係の差があらわれ、またこの両傾向に対する評価の相違が、イギリスにおけるコールとクレッグの労使協議制についての対立する見解を生みだしているのではあるまいか。

すなわちコールは、資本主義の下における労働者の隷属状態が、労働組合の力によって克服の方向にむかい、更に完全雇用の下では労使対等の立場を確保するにいたるが故に、労使両者は協力者として経営の意思決定に参加することが可能になると主張する。これが産業民主主義の理想であって、労働者はこのような経験を重ねることによって、やがて社会主義的会社の運営者としての実力を獲得するにいたるであろう。これに対してクレッグは、労働組合の任務は経営者に対して組合員の

の利益を守ることにあり、そのために組合はたえず経営の批判者として経営の外に立っていないなければならないと主張する。このような批判と対立が確保されることによって、はじめて民主主義が守られ、産業民主制も維持されることが強調されるのである。

ひるがえってわが国労使関係の実態を省みるならば、労働者組織の単位は専ら企業内組合であり、その企業外的機能を強めるための上部団体は存在するが、かんじんの団交における介入力は必ずしも強くない。その上わが国の経営協議会は、団交との区別が必ずしも明確でなく、経営者は組合の経営参加を認めようとはしない。このような状況の下で労使協議制を一段と推進するならば、ただでさえ企業内にとじこもりがちな組合をいよいよ第一次関係に繫縛してしまうことになる。「したがって、労使協議制の確立が労使関係の近代化あるいは民主主義化の方向を拒否するのではなく、むしろこれを前提とするか、あるいは少なくともこれと並行して推し進められるべきものであるならば、われわれの場合に今日まず考慮すべきことは、労使協議制の確立ではなく、労使関係の近代化であり、民主主義化である。」^(注五)戦後日本経済の高度成長が労働力の需要をたかめ、いわゆる二重構造の基底に多少の変動をもたらしたことは事実であろうが、その結果完全雇用下における労使対等の協力関係に接近するのは、クレッグの批判をまつまでもなく、いまだ遠い将来のことといわなければならない。

注(一) 「労使関係と労使協議制」慶応義塾大学産業研究所叢書第一冊・昭和三八年、八頁。

(二) 「前掲書」一〇―一一頁。

(三) 「前掲書」四八頁。

(四) 「前掲書」二〇五頁。

(五) 「前掲書」二一〇―二二二頁。

わが国の労働者階級が十分の組織的・社会的抵抗力を發揮しえなかつたのは、その生活が家族的相互扶助に依存する消極的な耐乏の段階に止まっていたことに由来する。この前近代的な状態を脱却して、民主的な社会を支えるにふさわしい国民生活に到達するためには、家族的相互扶助にかわる総合的な社会保障の制度が確立されなければならないが、その前途は決して坦々たるものではない。またこのような耐乏生活に支えられた労使関係は、低賃金とそれを隠蔽する見せかけの経営家族主義となつて現れるが、これに対して労働者の権利を守るべき労働組合の組織は、労使の第一次関係に強く傾斜した企業内組合であり、これが企業外における第二次関係の機能を果すようになるための労使関係の近代化は、高度成長にともない労働市場の条件に多少の改善がみられたとはいへ、容易に達成されようとも思われない。こういった現状を少しでも前進させるために、社会保障を整備し、労使関係の近代化を促進させてゆくには、いかなる手段が取られなければならないであろうか。

この疑問に対する判然とした解答を、藤林教授の遺された諸業績のうちを求めることは困難なようであるが、かりに教授の論理をそのままの形で展開してゆくことにより、その帰結を想像することは、必ずしも不可能ではないように思われる。すなわちかつての藤林理論によれば、労働生産性増大の労働者政策も、消費財購買力喚起の社会政策も、いずれも資本主義発展の諸段階に應じてその経済的な必然性をもつものであった。ただしこの必然性が現実化するためには、労働大衆の側における組織的、社会的抵抗が不可欠の条件となる。とすれば、後者の抵抗力はたとい相対的に小さくとも、前者の必然性を適確に把握してその決定的な点に力を集中的に働かせるならば、政策の現実化を最も効果的に達成することが可能ではなからう。したがって抵抗力の強さを一定とすれば、政策実現の成否は、その経済的必然性に対する労働者側の認識の程度い

かんによつて決定されるということになる。更にこの必然性は、資本主義社会の自己保存にその根拠をもつものであるから、本源的生産要素の供給と最終生産物の需要とを順当に維持するための不可欠の政策であるという適確な認識は、資本の側においても労働の側からの抵抗に対する譲歩を容易ならしめるものである。故にわが国のように労働者の組織的抵抗力が弱く、労使関係の民主化が未発達な状態にあつても、労働者生活をめぐる生産および分配政策の経済的必然性に対する労使相方の認識が次第に深まつてゆけば、やがてある機会にこれらの政策実現のいとぐちが開かれ、その結果一方では労働者各人の自覚をたかめるとともに、他方では経済の近代化をも促進するという、相互作用の路を進むことになるかもしれない。

かくて藤林理論の帰結は、労使のおのの側において、労働者生活をめぐる生産および分配政策の経済的必然性を綿密に研究する機関を整備し、人員を充実させることが、わが国の現状からの一步前進を可能にする基本的手段であるということになる。教授がその晩年において、慶応義塾大学産業研究所の設立とその整備に異常な熱意をかたむけられたのは、この理論的帰結がその実践のうちに反映されたものではないかと想像される。